

重要事項説明書

(令和7年度 新入園児)

認定こども園 ふじま幼稚園

認定こども園 ふじま幼稚園 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

本重要事項説明書は、教育・保育の提供の開始にあたり、あらかじめ教育・保育の内容等に関する事項について説明するものです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 ふじま幼稚園
所 在 地	川越市熊野町13-10
電 話 番 号	049-242-7777
代 表 者 氏 名	理事長 新井 美津江

2 利用施設

施 設 の 種 類		幼保連携型認定こども園						
施 設 の 名 称		認定こども園 ふじま幼稚園						
施 設 の 所 在 地		川越市熊野町13-10						
連 絡 先		電話番号 049-242-7777 F A X 049-248-4581						
管 理 者		園長 寺島 洋幸						
対 象 児 童		児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前の子ども						
利 用 員 定 員	ク ラ ス	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1 号	—	—	—	15	35人	35人	35人
	2号・3号	—	7人	11人	—	17人	17人	18人
認 可 年 月 日		平成31年3月31日						
事 業 所 番 号		1120151000580						

※利用定員は令和7年度より変更となります。

3 当園の目的・運営方針

認定こども園 ふじま幼稚園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

◎ 理念

「一人一人を大切に 明るく心身ともに逞しく 我慢強い子」

◎ 方針

- ①直接体験を通じ、健康で感性豊かな子を育てる。
- ②自ら創意工夫し、課題を乗り越えようとする逞しい子を育てる。
- ③自分を表現しつつ、相手を思いやる心優しい子を育てる。

◎ 子ども像（目標）

笑顔が溢れ、いつも明るく元気な子

4 当園における事業・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2 0 5 4 . 7 4 m ²
	園庭	9 2 0 . 3 3 m ²
園 舎	構 造	R C 造
	延べ面積	1 3 9 8 . 6 5 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
保育室	9 室	5 2 0 . 0 1 m ²	3 ～ 5 歳児
2 歳児保育室	1 室	2 8 . 1 6 m ²	2 歳児
満 3 歳児保育室	1 室	5 8 . 1 2 m ²	満 3 歳児
ほふく室	1 室	2 7 . 9 1 m ²	1 歳児
遊戯室	1 室	2 0 8 . 9 0 m ²	
職員室・医務室	1 室	1 1 3 . 8 2 m ²	
調理室	1 室	4 0 . 6 4 m ²	

5 職員の勤務体制（予定）

職種	職務内容	常勤	非常勤
理事長	法人理事代表	1 人	人
園長	運営管理者	1 人	人
副園長	園長補佐・保育教諭管理者	1 人	人
保育教諭	教育・保育に従事する	2 2 人	7 人
事務員	事務管理	1 人	3 人
運転手	園バス運行者	3 人	人
学校医	保健管理	人	1 人
学校歯科医	保健管理	人	1 人

当園では、川越市幼保連携型認定こども園の学級、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 3 号）に定める基準及び関係法令等を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 教育・保育を提供する日

当園の教育・保育を提供する日は下記を除く、月曜日から土曜日となります。

(1) 教育標準時間認定に係る休業日

ア 土曜日、日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

ウ 春季休業日 4 月 1 日から 4 月 8 日まで（予定）

エ 夏季休業日 7 月 1 9 日から 8 月 2 8 日まで（予定）

オ 冬季休業日 1 2 月 2 0 日から 1 月 8 日まで（予定）

- カ 学年末休業日 3月18日から3月31日まで（予定）
- キ 開園記念日 2月20日
- ク 振替休日 ふじま祭り・運動会・音楽発表会・ふじまっこ発表会
- ケ 県民の日 11月14日

(2) 保育認定に係る休業日

- ア 年末年始 12月29日から1月3日まで（予定）
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 日曜日

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりです。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間

8時30分から14時00分までとなります。

なお、上記以外の時間帯において、保護者が必要とする場合は、7時30分から8時30分まで又は14時00分から18時30分までの範囲内で、一時預かり事業を提供いたします。（一時預かり事業の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要になります。）

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定を市町村から受けている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定を市町村から受けている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 一日の日程

（1号認定の場合）

- 7時30分 一時預かり保育
- 8時30分 登園・健康視診
自由遊び
- 10時00分 入室、主活動
- 12時15分 昼食
- 13時15分 降園準備
- 14時00分 降園・一時預かり事業

18時30分

(2号認定の場合)

7時30分	登園（保育標準時間）・健康視診、延長保育（保育短時間）
8時30分	登園（保育短時間）・健康視診、自由遊び
10時00分	入室、主活動
12時15分	昼食
16時30分	降園（保育短時間）・延長保育（保育短時間）
18時30分	降園（保育標準時間）

(3号認定の場合)

7時30分	登園（保育標準時間）・健康視診、延長保育（保育短時間）
8時30分	登園（保育短時間）健康視診、自由遊び
9時30分	おやつ
10時00分	主活動
11時00分	昼食
12時30分	午睡
15時15分	おやつ
16時30分	降園（保育短時間）・延長保育（保育短時間）
18時30分	降園（保育標準時間）

(2) 食事の提供

献立表は毎月別途お知らせします。

食物アレルギー等がある場合には、医師の診断書を提出していただきます。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いください。

(2) 保育の提供に要する実費及び上乗せ徴収に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、毎月10日に郵便局口座より引き落としとなります。

実費徴収の返金については、欠席された場合、一部返金対応致します。

(3) 教育充実費・諸費用については、年間で計算された費用となりますので、欠席された場合、原則返金是对应致しかねます。但し休園措置等の場合は都度判断致します。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 定員を超える応募があった場合の利用者の内定は下記の通りとします。

ア 教育標準時間認定の利用者は、当園の定める選考方法によります。

イ 保育認定の利用者は市の利用調整によります。

(2) 利用決定は利用契約書の締結によります。

(3) 当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・子ども・子育て支援法第19条に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・保護者から当園の利用について取り消しの申し出があったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 学校医等

(1) 学校医

医 療 機 関 の 名 称	順天堂大学医学部小児科
医 師 名	新井 喜康
所 在 地	東京都文京区本郷 2 - 1 - 1
電 話 番 号	0 3 - 3 8 1 3 - 3 1 1 1

(2) 学校歯科医 (予定)

医 療 機 関 の 名 称	北川歯科
医 院 長 名	北川 純
所 在 地	川越市清水町 1 4 - 1 4
電 話 番 号	0 4 9 - 2 4 2 - 5 8 8 2

12 緊急時の対応

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

かかりつけ医療機関	医療機関名：傍島外科 診 療 科：外科、内科、消化器科、循環器科 主 治 医：傍島 潤 所 在 地：川越市藤間 9 3 7 - 3 電 話 番 号：0 4 9 - 2 4 5 - 3 2 1 1
-----------	---

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談 窓口	・受付担当者 山田 香織 ・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 ・電 話 番 号 0 4 9 - 2 4 2 - 7 7 7 7 F A X 0 4 9 - 2 4 8 - 4 5 8 1 担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。
解決責任者	寺島 洋幸

14 非常災害時の対策

防火管理者名	寺島 洋幸
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練を実施します。

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済
保険金額	240円

※入園後、保険内容等は別途お知らせ致します。

16 守秘義務及び個人情報の取扱い

(1) 守秘義務

教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(2) 個人情報の取扱い

園児及びその保護者等に係わる個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内においてのみ使用します。

- ア 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- イ 他の幼稚園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ウ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

17 虐待防止のための措置に関する事項

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため以下の措置を講じ、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所、市役所担当部署等の機関に通知します。

- ア 人権の擁護・虐待等の防止等に関する必要な体制の整備
- イ 職員による園児に対する虐待等の禁止
- ウ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- エ その他虐待防止のために必要な措置

当園におけるその他の留意事項

①	教育目標・方針を理解・賛同します。
②	園の方針に従い、同園の決まりを遵守します。
③	園との連携を図ります。（お子様の発達に応じた対処等を要求する場合も含む）
④	園と保護者様で園生活を充実したものにします。
⑤	登園・降園の際、事故のないように協力致します。
⑥	バスを利用される場合、約束を守ります。
⑦	学年集会（懇談会）・参観日等には出席致します。
⑧	ふじま幼稚園内での宗教活動及び物品販売は致しません。
⑨	保育料・諸経費等は必ず期限内に納金します。（尚、諸般の事情により諸経費等が変更になる場合があります。）
⑩	緊急事態等により、国、自治体等の指示または、園の判断により休園等の措置をとる場合もあります。その際は園の方針に従います。

別表

1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目		内容、負担を求める理由及び目的	金 額
上 乗 せ 徴 収	入園準備金		40,000円
	教育充実費	外部委託教育指導費（体育等）	月額（1号）8,200円
		食育充実費	月額（2号）8,200円
		人員配置費	月額（3号）9,800円
	諸費用	施設費	月額 1,800円
		バス維持費	月額 600円
実費徴収		給食費（誕生会牛乳代含む）	月額（1号）4,800円
		〃	月額（2号）8,250円
		〃	月額（3号） 0円
		バス代（利用者のみ）登降・課外	月額 1,000円～ 3,000円
		プール代（年間7～9回程度）	1回 1,100円
		保険代	年間 240円
		園服代（購入枚数によって異なる）	約55,000円
		教材費（各学年で異なります）	年間 約10,000～ 25,000円
		行事参加費（遠足、芋掘り、だ いこん・にんじん掘り等）	年間 約2,000円～ 10,000円

※上記実費としている項目については、徴収の都度金額の詳細を通知します。

※物価上昇等の影響により金額が変更となる場合があります。

2 延長保育に係る利用者負担

認定区分	延長保育利用時間	金 額	
保育標準時間認定	—	—	
	—	—	
保育短時間認定	7:30～ 8:30	2号	400円／1時間
		3号	500円／1時間
	16:30～18:30	2号	400円／1時間
		3号	500円／1時間

3 一時預かり事業に係る利用者負担（1号）

利用日	利用時間	金 額
平日	7:30 ～ 8:00	290円
	8:00 ～ 8:30	150円

	14:00 ~ 18:00	290円／1時間 150円／30分
	18:00 ~ 18:30	290円
長期休業日	8:00 ~ 18:00	3,000円／1日
	7:30 ~ 8:00	290円
	18:00 ~ 18:30	

※休園日、又、長期休暇中の土曜日は290円／1時間

満3歳児クラス

利用日	保育時間	金 額
平日	8:30 ~ 13:30	保育料 無償 給食費 4,800円 施設費 1,800円 バス維持費 600円 行事費 500円～ 教材費等 約5,000円

プレクラス

利用日	保育時間	金 額
平日	8:30 ~ 13:30	週2コース 10,000円 週4コース 20,000円 週5コース 24,000円 給食費 週2コース 2,350円 週4コース 3,750円 週5コース 4,800円 施設費 1,800円 バス維持費 600円 行事費 500円～ 教材費等 約5,000円

たまごルーム

利用日	利用時間	金 額
平日	① 午前コース 8:30～13:30 ② 午後コース 13:30～16:00 ③ 一日コース 8:30～16:00	① 3,000円 ② 1,500円 ③ 5,000円 登録料 1,000円／年 単発利用 600円／1時間 300円／30分

乳児等通園支援事業

利用日	利用時間	金 額
月～金曜日	① 午前コース 9：00～11：30 ② 午後コース 13：00～16：00	300円／1h

同 意 欄

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：認定こども園 ふじま幼稚園

私は、本書面に基づいて認定こども園 ふじま幼稚園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

印

園児から見た続柄：